

日商岩井、東芝、三ツ沢住宅地区建築協定書

(目的)

第 1 条 この建築協定は、第 7 条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途、形態等に関する基準を協定し、その建築物が街並やその周辺の緑化環境とも調和して住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この建築協定に用いる用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に定めるところによる。

(名称)

第 3 条 この建築協定は、日商岩井、東芝、三ツ沢住宅地区建築協定（以下「協定」という）と称する。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は、第 7 条に定める協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者に（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

(協定の変更)

第 5 条 第 7 条に定める協定区域内における土地の所有者等は、この協定に係る協定区域、建築物等に関する基準、有効期間、又は違反者の措置を変更しようとする場合において、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならな

S56年 6月 15日
認可公告

い。

(協定の廃止)

第 6 条 第 7 条に定める協定区域内における土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合において、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域)

第 7 条 この協定の区域は、次のとおりとする。

横浜市西区北軽井沢 19 番 70 ~ 75 } 44 区画
77 ~ 115 }

(別紙協定区域地名地番一覧表、参照)

(建築物等に関する基準)

第 8 条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途、形態等は、次の各号に定める基準によらなければならぬ。

(敷地)

- (1) 1 区画の宅地を分割して利用してはならない。
- (2) 協定締結時の地盤を切土、盛土により変更してはならない。

ただし、建築物に附属する車庫を築造する為の切土については、この限りでない。

(位置)

- (3) 建築物の外壁又はこれに代る柱の面から道路境界線までの距離は 1 メートル以上とする。ただし建築基準法施行令第 135 条の 5 の規定に適合するもの及び建築物に附属する車庫についてはこの限

現地調査
2023.6.15

りでない。

(用途)

(4) 建築物の用途は1戸建住居専用住宅とする。

ただし、公益上必要な建築物で運営委員会が横浜市と協議の上認めるものはこの限りでない。

(形態)

(5) 建築物の階数は、地階を除き、2以下とすること。

(6) 建築物の高さ及び軒の高さは、地盤面からそれぞれ9メートル及び6.5メートルを超えないものとする。

(7) へいは生垣又はクリンプネット、その他これらに類する開放性のあるものとすること。

(8) 広告物及び屋外工作物の設置はできないものとする。

ただし、公益上必要なもので運営委員会が横浜市と協議の上認めるものはこの限りでない。

(土地の所有者等の変更)

第9条 この協定区域内において、土地の所有者等の変更を行なう者は、速やかにその旨を委員長まで届け出なければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から、第6条に定める協定の廃止の認可公告のあつた日までとする。

ただし、違反者の措置に対しては、期間満了後も、なお効力を有するものとする。

S56年 6月 15日
認可公告

(効力の継承)

第11条 この協定の認可公告のあった日以後において、本協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(違反者の措置)

第12条 第8条に定める基準に違反した者があった場合、第14条に定める委員長は（以下「委員長」という。）、第13条に定める協定運営委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して、工事の施工停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間を付けて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第13条 前条第1項に基づく請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないとき委員長は、第13条の委員会の決定に基づきその強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって、第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(運営委員会)

第14条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は本協定区域内の土地の所有者等の互選により

選出された委員若干名をもって、組織する。

3. 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
4. 委員は再任されることができる。

(役員)

第15条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 委員 若干名
2. 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員を代表に協定運営の事務を総括する。
 3. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
 4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代行する。
 5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。
 6. 委員長の変更を行なった場合において、新たに委員長となつた者は、速やかにその旨を横浜市へ届け出るものとする。

(補足)

第16条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して、必要な事項は別に定める。

(附則)

1. この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。